

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…一
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………（建設局道路管理部監察指導課）…二

告示（公）

- 技能検定員審査の実施……………四
- 教習指導員審査の実施……………五

告示

●東京都告示第八百六十六号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和五年東京都告示第九百八十二号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年八月二日

東京都知事 小池百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（墨田区立花四丁

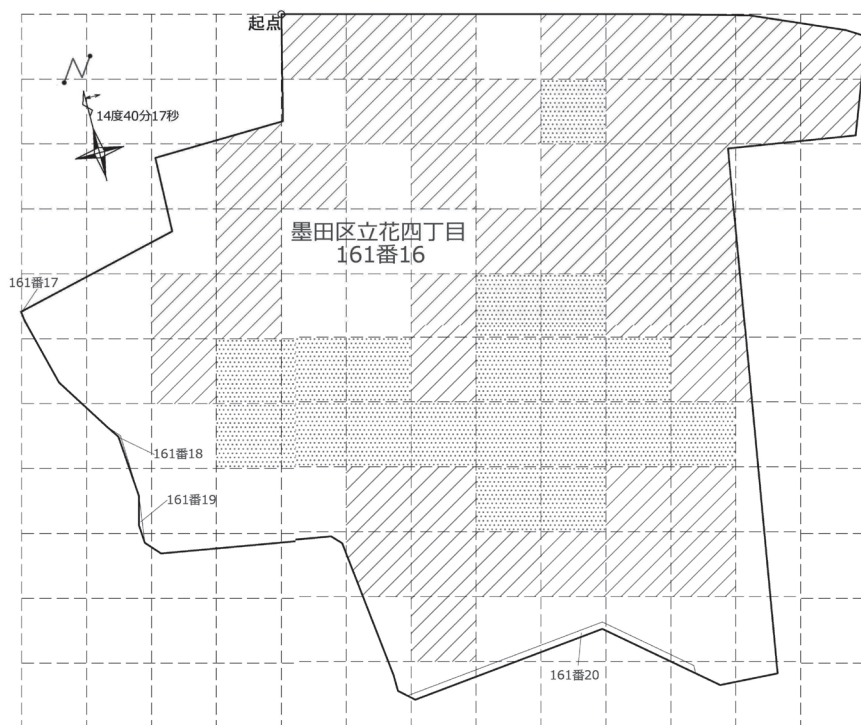
目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



凡例

— — —	: 単位区画
— — —	: 敷地境界
— — —	: 筆境界
▨	: 形質変更時要届出区域 (令和5年東京都告示第982号により 指定した区域)
▤	: 指定を解除する区域

起点

起点は、墨田区立花四丁目161番16の最北端とする。

格子の回転角度(14度40分17秒)

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第八百六十七号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

令和六年八月二日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 都道東京川口線

二 指定する区間 足立区鹿浜二丁目一番九地先から同区

鹿浜五丁目十番二地先まで

三 指定の概要 別図表示のとおり

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
都道東京川口線

足立区鹿浜二丁目～鹿浜五丁目

都道

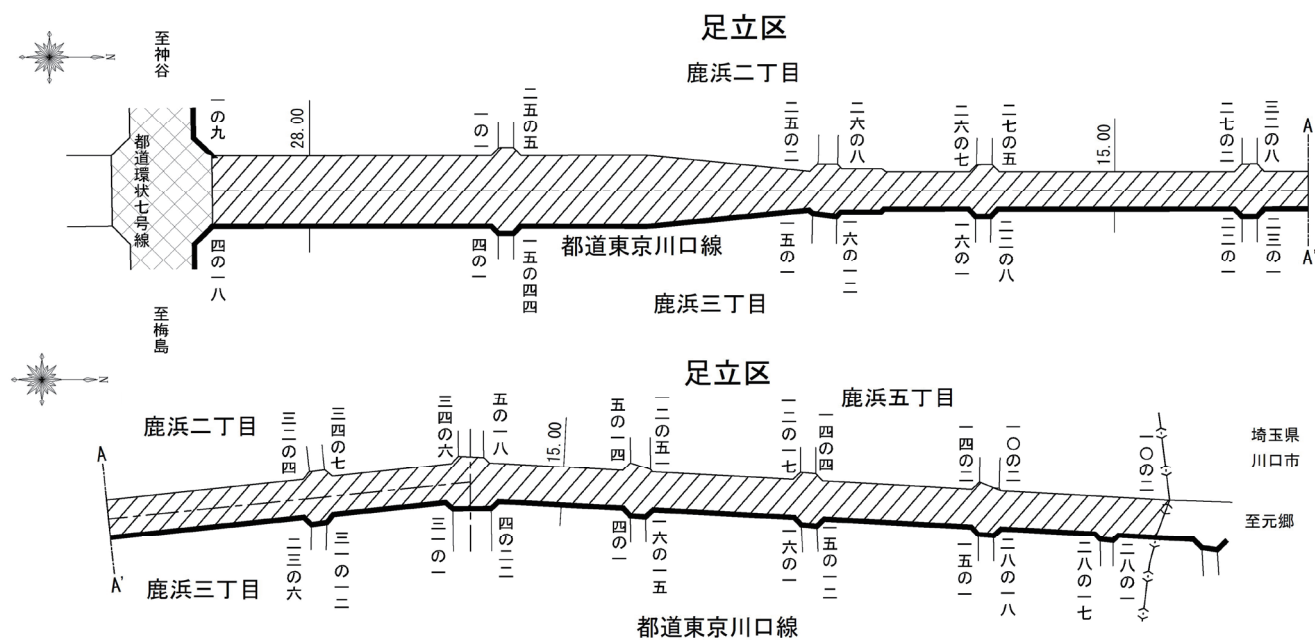
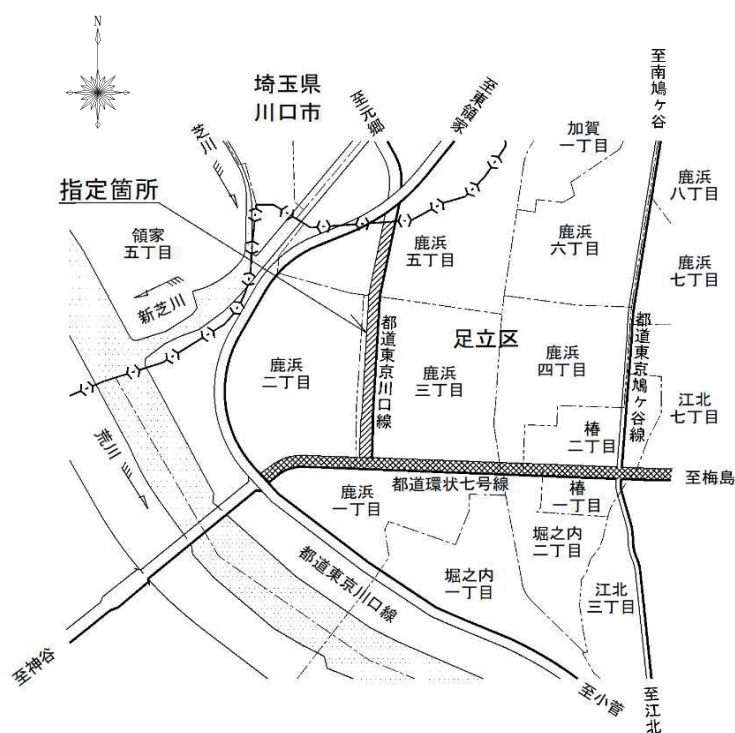
特別区道

指定区間

延長 八四一・七〇メートル

(電線共同溝予定名称 東京川口・一号)

既指定区間



号 令 (公)		
●東京都公安委員会告示第260号 技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第1条の規定に基づき技能検定員審査を実施するので、規則第2条の規定により次のとおり告示する。 令和6年8月2日 東京都公安委員会 委員長 廣 瀬 道 明 記		
1 審査の種類 (1) 大型自動車第二種免許技能検定員審査 (2) 中型自動車第二種免許技能検定員審査 (3) 普通自動車第二種免許技能検定員審査 2 審査を受けようとする者の資格 次に掲げる技能検定員審査の種類に応じた書類を提示できる者 (1) 大型自動車第二種免許技能検定員審査 大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（大型） (2) 中型自動車第二種免許技能検定員審査 大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（中型）又は道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第183号）附則第4条第1項の規定により中型自動車免許に係る技能検定員資格者証とみなされる技能検定員資格者証（大型）	(3) 普通自動車第二種免許技能検定員審査 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（普通） 3 審査項目及び審査細目 (1) 技能検定に関する技能 ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能 イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能 (2) 技能検定に関する知識 ア 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識 イ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識 4 審査細目の免除 規則第17条第1項各号又は第3項各号のいずれかの規定に該当する者 5 審査の日時及び場所 (1) 日時 令和6年9月4日（水曜日） 時間については申請書提出時に指定する。 (2) 場所 警視庁運転免許本部運転者教育課（品川区東大井一丁目12番5号） 6 申請手続 (1) 申請書類 ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。）	る。） イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの） ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面 (2) 受付日時 令和6年8月15日（木曜日）及び同月16日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで (3) 受付場所 警視庁運転免許本部運転者教育課 (4) 申請に関する注意事項 ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和6年8月5日（月曜日）から配布する。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。 イ 写真は、申請書に貼り付けること。 ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。 エ 運転免許証及び技能検定員資格者証を提示すること。 7 審査手数料 21,500円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2 1の項備考2に規定する額を減額する。 8 携行品 (1) 運転免許証 (2) 筆記用具（黒色又は青色のボールペン） 9 合格証明書の交付 合格者には、規則別記様式第2号の技能検定員審査台

格証明書を交付する。

10 問合せ先

警視庁運転免許本部運転者教育課

電話 03 (3581) 4321 内線7251-5276

●東京都公安委員会告示第261号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第1項の規定に基づき教習指導員審査を実施するので、同条第2項において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。

令和6年8月2日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

記

1 審査の種類

- (1) 大型自動車第二種免許教習指導員審査
- (2) 中型自動車第二種免許教習指導員審査
- (3) 普通自動車第二種免許教習指導員審査

2 審査を受けようとする者の資格

次に掲げる教習指導員審査の種類に応じた書類を提示できる者

- (1) 大型自動車第二種免許教習指導員審査
大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（大型）
- (2) 中型自動車第二種免許教習指導員審査
大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（中型）又は

道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第183号）附則第4条第1項の規定により中型自動車免許に係る教習指導員資格者証とみなされる教習指導員資格者証（大型）

(3) 普通自動車第二種免許教習指導員審査

大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（普通）

3 審査項目及び審査細目

- (1) 教習に関する技能
ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能
イ 技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能
- (2) 教習に関する知識

道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識

4 審査細目の免除

規則第17条第1項各号又は第5項各号のいずれかの規定に該当する者

5 審査の日時及び場所

- (1) 日時
令和6年9月4日（水曜日）
時間については申請書提出時に指定する。
- (2) 場所
警視庁運転免許本部運転者教育課（品川区東大井一

丁目12番5号）

6 申請手続

- (1) 申請書類
ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。）
- イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）
- ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面

(2) 受付日時

令和6年8月15日（木曜日）及び同月16日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで

(3) 受付場所

警視庁運転免許本部運転者教育課

(4) 申請に関する注意事項

- ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和6年8月5日（月曜日）から配布する。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。
- イ 写真は、申請書に貼り付けること。
- ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。
- エ 運転免許証及び教習指導員資格者証を提示すること。

7 審査手数料

12,450円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2 1の項備考3に規定する額を減額する。

8 携行品

- (1) 運転免許証
- (2) 筆記用具（黒色又は青色のボールペン）
- 9 合格証明書の交付
- 合格者には、規則別記様式第8号の教習指導員審査合格証明書を交付する。
- 10 問合せ先

東京 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
 発行 電話 ○三(五三二一)一一一(代)

郵便番号
163-8001

定 価	
一箇月	六、六〇〇円
（郵送料を含む。）	

印刷所 三鈴印刷株式会社
東京都千代田区神田神保町二丁目三十三番地一
電話 〇三(五二七六)〇八一(代)

郵便番号
101-0051